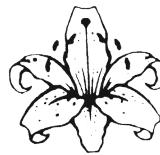


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年11月15日（金曜日）

定期 第 56 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ		
○規則		援教育課)	353
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（総務・財政課）	349	令和2年度神奈川県立平塚盲学校高等部の入学者選抜の募集人数（教委・特別支援教育課）	353
○告示		令和2年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（聴覚障害教育部門）の入学者選抜の募集人数（教委・特別支援教育課）	354
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療課）	349	令和2年度神奈川県立平塚ろう学校高等部の入学者選抜の募集人数（教委・特別支援教育課）	354
道路の供用開始（2件）（県土整備・道路管理課）	349	令和2年度神奈川県立の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の一次募集（前期選抜）の募集人数（教委・特別支援教育課）	354
○監査委員公表		令和2年度神奈川県立の特別支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者選抜の募集人数（教委・特別支援教育課）	355
監査の結果により講じた措置について（2件）	350	令和2年度神奈川県立の特別支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者選抜の募集人数（教委・特別支援教育課）	355
平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況について	352		
○公告		○入札公告	
令和元年度クリーニング師試験の実施（健康医療・生活衛生課）	352	落札者等の公告（企業・寒川浄水場）	355
大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	353	落札者等の公告（企業・谷ヶ原浄水場）	356
開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	353		
令和2年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（視覚障害教育部門）の入学者選抜の募集人数（教委・特別支			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第46号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和元年神奈川県条例第33号）の施行期日は、令和元年11月16日とする。

告 示

神奈川県告示第259号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院の項を削り、同表に次のように加える。

医療法人徳洲会湘南	藤沢市辻堂神台1-	令和元年10月31日から
藤沢徳洲会病院	5の1	令和4年10月30日まで

神奈川県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和元年11月15日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道大山板戸

2 供用開始の区間

伊勢原市上粕屋字石倉下1,269番2から

同 1,268番2まで

3 供用開始の日

令和元年11月15日

神奈川県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和元年11月15日から2週間、

この公報は再生紙を使用しています

一般の縦覧に供する。 令和元年11月15日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 道路の種類及び路線名 県道田谷藤沢	2 供用開始の区間 藤沢市川名字通町752番1 から 同 字仲丸846番14まで 3 供用開始の日 令和元年11月15日
--	--

監査委員公表**神奈川県監査委員公表第9号****監査の結果により講じた措置について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年11月15日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 真 晴
同 吉 川 知 惠 子
同 桐 生 秀 昭
同 松 崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年8月23日（神奈川県公報号外第22号）神奈川県監査委員公表第8号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分7か所に係る9事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局中教育事務所	平成31年4月4日 (平成31年2月26日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、全国人権・同和教育研究大会の参加資料代（1件、5,000円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。	不適切事項については、事業担当の職員の関係規定の理解不足及び担当者間の連携が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、情報共有を徹底し、支出の方法、時期等についての知識の共有を図るとともに、相互に進行管理を行うことにより、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県立図書館	平成31年4月9日 (平成31年2月8日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、生涯学習情報システム機器賃貸借契約に係る平成30年8月分の支払額122,958円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息100円を支払っていた。 2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処理業務委託契約（単価契約、概算総価額388,800円）の締結に当たり、契約書に契約単価を誤って記載していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として支出事務全体の進行を管理する台帳を作成し、その執行状況等を担当者のみならず、複数の職員による確認体制をとることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約手続の過程において、契約書の記載内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、単価や契約金額などについて、複数の職員による確認体制をとることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立崎図書館	平成31年3月27日 (平成31年1月29日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、専門図書及び雑誌の購入代3件、881,089円について、支払期限までに支払を行っていないかった。その結果、遅延利息1,500円を支払っていた。	不適切事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員間の情報共有を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜旭陵高等学校	平成31年3月5日 (平成31年1月7日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯9基が共架されているものがあった。	不適切事項については、目的外使用許可している電柱への共架の状況に係る確認が不足していたことによるものであり、当該防犯灯については横浜市が設置したものと判明したが、すでに防犯灯として使用していないことから、平成31年3月7日に横浜市が全て撤去した。 今後は、このようなことがないよう、目的外使用許可

			している財産の状況を確認していくことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立柏陽高等学校	平成31年 3月 18日 (平成31年 1月 7日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機等の設置に係る教育財産の目的外使用許可 (1.42m ²) に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料 1 件、1,297円を過大に徴収していた。	不適切事項については、職員の関係諸規定の確認が不十分だったことによるものであり、正しい端数処理により使用料を算定し、許可業者に使用許可書を交付するとともに、過大徴収分については、平成31年 2月 14日に戻出した。 今後は、このようなことがないよう、関係諸規定の改正に留意するとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成31年 4月 16日 (平成31年 2月 14日 職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入 1 件、4,979円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、平成29年 7月 10日 から 平成35年 7月 31日までを使用期間とする申請に対し、教育財産の管理等に関する規程及び教育財産の目的外使用許可取扱要領に基づき許可期間を平成29年 7月 10日 から 平成34年 3月 31日までとすべきところ、平成35年 7月 31日までとしていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、神奈川県財務規則に規定された納付期限についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程及び教育財産の目的外使用許可取扱要領に基づく許可期間の理解が不十分であったものであり、令和元年 8月 8日に正しい期間で変更許可を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚養護学校	平成31年 4月 4日 (平成31年 1月 28日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、公衆電話室の設置に係る教育財産の目的外使用許可に当たり、使用許可日数を誤認したため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料 1 件、2 円を過大に徴収していた。	不適切事項については、担当者の誤認によるものであり、過大徴収分は平成31年 2月 8日に戻付した。 今後は、このようなことがないよう、使用料の算定に際しては、必ずカレンダー等の一次資料を添付し、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第10号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年11月15日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	桐	生	秀	昭
同	松	崎	淳	

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年 8月 23日（神奈川県公報号外第22号）神奈川県監査委員公表第 8 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県戸塚警察署	平成31年 3月 8日 (平成31年 2月 5日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産使用料の収入未済 1 件、100,093円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。	不適切事項については、進行管理及び督促に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第11号

平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況について
平成31年3月29日付け神奈川県公報号外第26号で公表している
平成30年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当
該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を
講じたとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第
6項の規定による通知があつたので、同項の規定により当該通知
に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年11月15日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 真 晴
同 吉 川 知 惠 子
同 桐 生 秀 昭
同 松 崎 淳

環境政策に関する事業の財務事務の執行について

公益財団法人かながわトラストみどり財団（財政的援助団体等）

平成30年度包括外部監査の結果報告書（平成31年3月29日（神奈川県公報号外第26号）神奈川県監査委員公表第5号で公表。以下「報告書」という。）記載の「指摘事項」4項目全てについて、令和元年10月16日に、次のとおり講じた措置の通知があつた。（所管課 指摘事項1は環境農政局緑政部自然環境保全課、指摘事項2は環境農政局緑政部水源環境保全課、指摘事項3は環境農政局緑政部森林再生課、指摘事項4は環境農政局緑政部自然環境保全課）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
1 予定価格の積算過大について（指摘事項1） 評価研究委託契約に関する書類を閲覧したところ、2つの契約について、予定価格の積算内訳のうち専任研究員の人工費相当に含まれる雇用保険料が従業員負担分を合わせて予定価格に含めていたことから平成29年度までの3期間、それぞれの金額について予定価格の積算過大となっていた。これは、過去から予定価格を積算するに当たり従業員負担分を含めて計算していたために、従業員負担分を含めて計算するものと担当者及び決裁者が誤解していたためである。（報告書P72）	平成31年2月から評価研究委託設計図書の作成にあたり、「設計図書・公表図書チェックリスト」について、設計者と管理課職員2名による社会保険料の適用利率等の確認チェック項目を3項目追加し、ダブルチェック機能を強化する再発防止対策を実施している。
2 水源林整備事業における工事設計額の変更に係る協議簿の作成について（指摘事項2） 現行の整備事務要領では、軽微な変更について、打合せ簿の作成を要しないという取扱いは定められていない以上、軽微な変更であっても、原則に従い神奈川県環境農政局森林整備業務事務取扱要領に則った手続きを徹底すべきである。（報告書P102）	平成31年1月22日付け、「包括外部監査の指摘事項に係る対応について（通知）」を関係機関宛てに発出し、事務規定等の再確認及び順守について注意喚起を行った。
3 工事成績評定通知書について（指摘事項3）	

境沢林道改良事業費に係る工事について、関連書類等を確認したところ、評定点を受注者に通知していない案件が発見された。工事成績は「神奈川県いのち貢献度指名競争入札」などの入札参加要件として定められているため、受注者としても認識しておきたい事実であり、要領どおりに遅滞なく通知すべきである。（報告書P122）

通知していない案件については、平成30年9月11日付け工事成績評定通知書により受注者宛て評定点を通知した。
併せて、該当の出先機関では、環境農政局総務室へ報告している工事等執行状況報告の評定点記入欄を定期的にチェックすることとし、通知漏れの防止を図るとともに、環境農政局総務室から送付された工事成績評定結果を担当者のみで確認していたが、これを担当する課全員で確認することに改め、見落とし防止を図った。

4 契約書の省略規定違反について（指摘事項4）

板柵土留を設置する工事で、随意契約として見積合わせの後、契約を締結しているが、契約書は作成しておらず、請書にて契約を行っていた。財團経理細則において、契約書の作成を省略できる規定があり、150万円を超えないものについては契約書の省略が可能と規定されているが、当該取引金額は200万円を超えていたため、規定違反となっていた。

契約書の省略を定めている規定について認識がなかったように見受けられ、これに限らず、契約事務全般について財團経理規程及び財團経理規則を再確認し、規定どおりの対応を行う必要がある。（報告書P132）

(注) 「監査の結果（指摘事項）」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県知事からの通知のとおりに記載している。

公 告

クリーニング業法第7条第1項の規定に基づき、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和元年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項各号のいずれかに該当する者

2 試験の方法及び科目

試験は、筆記試験及び実技試験とします。

- (1) 筆記試験は、次の科目について行います。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
 - エ 薬品の取扱いに関する知識
- (2) 実技試験は、次の科目について行います。
 - ア 布地の鑑別

イ ワイシャツのアイロンプレス

3 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
筆記試験及び実技試験のうち布地の鑑別	令和2年2月6日(木) 午前10時15分から午後0時35分まで	横浜市技能文化会館 (横浜市中区万代町2-4の7)
実技試験のうちワイヤシャツのアイロンプレス	令和2年2月7日(金) 時間は願書受付のときに指定します。	

4 受験手続

受験願書（神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈川県の各保健福祉事務所、神奈川県の県政情報センター、かながわ県民センター、川崎県民センター、横浜市各福祉保健センター、川崎市各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、相模原市保健所、横須賀市保健所、藤沢市保健所、茅ヶ崎市保健所及び神奈川県クリーニング生活衛生同業組合で配布する用紙を使用してください。）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 履歴書
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像、背景無地の写真で、その裏面に氏名を記入した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）
- (3) 受験資格のあることを証明する書類
- (4) 試験手数料として7,000円分の神奈川県収入証紙（神奈川県収入証紙には、消印しないでください。）

5 受験願書の受付の期間、時間及び場所

- (1) 郵送する場合は、簡易書留とし、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1）に令和元年12月16日(月)から同月20日(金)までの間に到達したもの及び同期間の消印のあるものに限り受け付けます。
- (2) 持参する場合は、令和元年12月19日(木)及び同月20日(金)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで神奈川県庁新庁舎1階神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課（横浜市中区日本大通1）において受け付けます。

6 その他

この試験についての問合せは、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ（電話(045) 210-5811）にしてください。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和元年11月15日から令和2年3月16日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和元年11月15日から令和2年3月16日までに知事に意見書を提出できます。

令和元年11月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区神田三崎町3-3の23
代表取締役 辻田 泰徳

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム小田原国府津店
小田原市小八幡字一丁目773の1ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) スーパービバホーム小田原国府津店	スーパービバホーム小田原国府津店

4 変更の年月日

令和元年9月25日

5 届出年月日

令和元年10月8日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年11月15日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	座間市栗原字上東原1,747の1ほか2筆の各一部
開発区域の面積	399.87平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都品川区大崎1-11の2
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信
開発許可年月日及び許可番号	平成30年10月9日 神奈川県指令厚土東第610061号

令和2年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（視覚障害教育部門）の入学者選抜の募集人数を次のように定めました。

令和元年11月15日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

学 校 名	募集人数
神奈川県立平塚盲学校	5
神奈川県立相模原中央支援学校	5

令和2年度神奈川県立平塚盲学校高等部の入学者選抜の募集人数を次のように定めました。

令和元年11月15日 神奈川県教育委員会 教育長 桐 谷 次 郎					<table border="1"> <tbody> <tr><td>神奈川県立金沢養護学校</td><td>本校</td><td>31</td></tr> <tr><td></td><td>氷取沢分教室</td><td>15</td></tr> <tr><td>神奈川県立みどり養護学校</td><td>本校</td><td>20</td></tr> <tr><td></td><td>新栄分教室</td><td>15</td></tr> <tr><td>神奈川県立あおば支援学校</td><td></td><td>23</td></tr> <tr><td>神奈川県立瀬谷養護学校</td><td>本校</td><td>32</td></tr> <tr><td></td><td>大和東分教室</td><td>15</td></tr> <tr><td></td><td>大和南分教室</td><td>15</td></tr> <tr><td>神奈川県立三ツ境養護学校</td><td>本校</td><td>34</td></tr> <tr><td></td><td>瀬谷西分教室</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	神奈川県立金沢養護学校	本校	31		氷取沢分教室	15	神奈川県立みどり養護学校	本校	20		新栄分教室	15	神奈川県立あおば支援学校		23	神奈川県立瀬谷養護学校	本校	32		大和東分教室	15		大和南分教室	15	神奈川県立三ツ境養護学校	本校	34		瀬谷西分教室	15
神奈川県立金沢養護学校	本校	31																																	
	氷取沢分教室	15																																	
神奈川県立みどり養護学校	本校	20																																	
	新栄分教室	15																																	
神奈川県立あおば支援学校		23																																	
神奈川県立瀬谷養護学校	本校	32																																	
	大和東分教室	15																																	
	大和南分教室	15																																	
神奈川県立三ツ境養護学校	本校	34																																	
	瀬谷西分教室	15																																	
学 科	本 科	専 攻 科																																	
	普通科	保 健 理療科	理療科	保 健 理療科																															
募集人数	8	8	8	8																															
<hr/>																																			
令和2年度神奈川県立の特別支援学校幼稚部（聴覚障害教育部門）の入学者選抜の募集人数を次のように定めました。																																			
令和元年11月15日 神奈川県教育委員会 教育長 桐 谷 次 郎																																			
学 校 名			募集人数																																
神奈川県立平塚ろう学校			10																																
神奈川県立相模原中央支援学校			5																																
<hr/>																																			
令和2年度神奈川県立平塚ろう学校高等部の入学者選抜の募集人数を次のように定めました。																																			
令和元年11月15日 神奈川県教育委員会 教育長 桐 谷 次 郎																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th><th colspan="2">本 科</th><th colspan="3">専 攻 科</th></tr> <tr> <th>普通科</th><th>総合デザイン科</th><th>情報ビジネス科</th><th>理容・美容科</th><th>総合生活デザイン科</th><th>情報応用ビジネス科</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募集人数</td><td>8</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>						学 科	本 科		専 攻 科			普通科	総合デザイン科	情報ビジネス科	理容・美容科	総合生活デザイン科	情報応用ビジネス科	募集人数	8	10	5	5	5												
学 科	本 科		専 攻 科																																
	普通科	総合デザイン科	情報ビジネス科	理容・美容科	総合生活デザイン科	情報応用ビジネス科																													
募集人数	8	10	5	5	5																														
<hr/>																																			
令和2年度神奈川県立の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の一次募集（前期選抜）の募集人数を次のように定めました。																																			
令和元年11月15日 神奈川県教育委員会 教育長 桐 谷 次 郎																																			
学 校 名		教室名等		募集人数																															
神奈川県立鶴見養護学校		本校		29																															
		岸根分教室		15																															
神奈川県立保土ヶ谷養護学校		本校		32																															
		舞岡分教室		15																															
		横浜平沼分教室		15																															

神奈川県立小田原養護学校	本校	43
	大井分教室	15
神奈川県立茅ヶ崎養護学校		32
神奈川県立秦野養護学校		27
神奈川県立伊勢原養護学校	本校	32
	伊志田分教室	15
神奈川県立えびな支援学校		40
神奈川県立座間養護学校	本校	32
	有馬分教室	15
	相模向陽館分教室	15

令和2年度神奈川県立の特別支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者選抜の募集人数を次のように定めました。
令和元年11月15日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

学 校 名	訪 問 先	募 集 人 数
神奈川県立横浜南養護学校	施設等	5
神奈川県立金沢養護学校	在宅	3
神奈川県立あおば支援学校	在宅	3
神奈川県立三ツ境養護学校	在宅	3
神奈川県立中原養護学校	在宅	3
神奈川県立麻生養護学校	在宅	3
	施設等	3
神奈川県立津久井養護学校	在宅	3
	施設等	3
神奈川県立相模原中央支援学校	在宅	3
神奈川県立岩戸養護学校	施設等	3
神奈川県立武山養護学校	在宅	3
神奈川県立平塚養護学校	在宅	3
神奈川県立鎌倉養護学校	在宅	3
	施設等	3
神奈川県立小田原養護学校	在宅	3
神奈川県立茅ヶ崎養護学校	在宅	3
神奈川県立秦野養護学校	在宅	3
	施設等	3
神奈川県立えびな支援学校	在宅	3
神奈川県立座間養護学校	在宅	3

入札公告**落札者等の公告**

次のとおり落札者等について公告します。

令和元年11月15日

神奈川県企業庁

寒川浄水場長 九 島 敏

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日 (随意契約の場合は契約日) (4)

落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額） (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

(1)次亜塩素酸ナトリウム 1,000 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁寒川浄水場 高座郡寒川町宮山4,271番地 (3)令和元年9月18日 (4)エスケー化学株式会社 横浜市栄区笠間2-22の29 (5)58,190円 (6)一般競争入札 (7)令和元年8月2日

2

(1)ポリ塩化アルミニウム 1,900 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁寒川浄水場 高座郡寒川町宮山4,271番地 (3)令和元年9月18日 (4)日軽産業株式会社横浜営業所 横浜市中区本町3-30の7 横浜平和ビル5階 (5)23,540円 (6)一般競争入札 (7)令和元年8月2日

次のとおり落札者等について公告します。

令和元年11月15日

神奈川県企業庁

谷ヶ原浄水場長 井 上 賢 司

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日） (4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額） (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

(1)次亜塩素酸ナトリウム 410 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 相模原市緑区谷ヶ原2丁目6番1号 (3)令和元年9月20日 (4)協和総業株式会社金沢事業所 横浜市金沢区富岡東2-1の16 (5)59,950円 (6)一般競争入札 (7)令和元年8月2日

2

(1)ポリ塩化アルミニウム 857 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 相模原市緑区谷ヶ原2丁目6番1号 (3)令和元年9月20日 (4)日軽産業株式会社横浜営業所 横浜市中区本町3-30の7 横浜平和ビル5階 (5)23,540円 (6)一般競争入札 (7)令和元年8月2日